

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省経済産業政策局産業組織課）

項 目 名	スピノフの実施の円滑化のための税制措置の見直し		
税 目	所得税・法人税 租税特別措置法第 68 条の 2 租税特別措置法施行令第 39 条の 34 の 2		
要 望 の 内 容	元親会社に一部持分を残すパーシャルスピノフ（株式分配に限る）について、一定の要件を満たせば再編時の譲渡損益課税を繰延べ、株主のみなし配当に対する課税を対象外とする特例措置において、スタートアップの創出だけでなく、ノンコア事業を切り出し、コア事業に専念するための事業ポートフォリオの組替えも促進するため、事業再編には検討から完了まで数年間を要することも鑑み、適用要件を見直した上で、恒久化のための所要の措置を講じる。		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		(制度自体の減収額)	(－ 百万円)
		(改正増減収額)	(－ 百万円)

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 事業環境が大きく変化する中で、我が国経済が中長期的な成長を実現するためには、企業が事業ポートフォリオの見直しを図ること等により、限られた経営資源を適切に配分していくことが重要。 特に、スピノフについては、現在のグループの中では成長戦略の実現が難しい事業を分離・独立させることで、その潜在力を発揮させる重要な切出し手法であり、海外では大規模案件を中心に事業切出しの手段の一つとして活用されているが、我が国では、活用実績が限られている。 スピノフを活用した事業の切出しを行いやすくするため、スピノフの実施の円滑化のための所要の措置を講ずることで、大企業発のスタートアップの創出や企業の事業ポートフォリオの最適化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。 (2) 施策の必要性 この 10 年間、日本の上場企業全体では、売上高・当期純利益の増加に加え、社外取締役数の増加等のコーポレートガバナンス改革も着実に進捗する等、一部の企業は成長と企業価値向上を実現した。 一方、こうした一部の企業を除いて ROE や PBR は十分には上昇していない。この要因の一つとして、日本企業は機動的な事業ポートフォリオの見直しができておらず、自社が本来専念すべきコア事業以外の事業まで抱え込んでいる結果、企業の成長戦略の実行に必要なリソースを、コア事業に投入できていない可能性がある。例えば、日米の上場企業トップ層を比較すると、専業事業の企業の営業利益率は拮抗するも、巨大規模かつ事業多角化度合いの高い企業では日本企業は米国企業の半分以上の水準。また、日本企業だけを見ても、事業切り出し件数は依然として合併や買収等の M&A の件数の半分以上に留まる。ノンコア事業の分離・独立を含め、事業ポートフォリオを不断に見直し、コア事業にフォーカスすることが必要。 こうした中、事業再編手法の一つである、スピノフ及びパーシャルスピノフについて、平成 29 年度税制改正でスピノフ税制が、令和 5 年度にパーシャルスピノフ税制が創設されたことで、その利用が徐々に進展している。令和 6 年度にはスピノフが 1 件実行され、令和 7 年度にも 2～3 件の実行が見込まれている。また、パーシャルスピノフについても実施及びその検討を公表している企業が 2 件存在しており、他の企業にも潜在的なニーズは存在していると考えられる。特にパーシャルスピノフについては、事業を切り出す際に、情報システム等の社内基盤整備や新ブランドへの移行、取引先や従業員等の理解醸成等の観点から、事業再編手法として、ニーズが高いことを踏まえる必要がある。 一方、現在のパーシャルスピノフ税制はスタートアップ創出のための政策税制として期限付きで措置されていることから、ノンコア事業を切り出し、コア事業に専念するための事業ポートフォリオの組替えも促進すべく、また、事業再編には検討から完了まで数年間を要することも鑑み、適用要件の見直し及び恒久的な措置とすることが必要である。
--	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版（令和7年6月13日閣議決定） IV. 「スタートアップ育成5か年計画」の強化 2. 資金供給の強化と出口戦略の多様化 ③東京証券取引所のグロース市場の在り方の検討 「スタートアップの育成に支障が生じないように、クロスオーバー成長資金の供給や M&A・カープアウト・スピンオフの強力な促進、非上場株式のセカンダリー取引が円滑に行われるようプラットフォームの創設・活性化を図るとともに、（中略）未上場から上場後まで切れ目なくスタートアップの成長を後押しするための支援を実施する。」											
		政策の達成目標	スピンオフを行う企業に持分を一部残す場合について所要の措置を講ずることで、事業再編を促進する。											
		租税特別措置の適用又は延長期間	期限の定めなし											
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ											
		政策目標の達成状況	本税制を措置した令和5年にパーシャルスピンオフの検討を1社が公表、令和7年10月に実行予定。さらにもう1社がパーシャルスピンオフ実施の検討を公表済み。											
	有効性	要望の措置の適用見込み	<table><tr><th colspan="3">【適用見込み】</th></tr><tr><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th></tr><tr><td>1件</td><td>1件</td><td>1件</td></tr></table>			【適用見込み】			令和7年度	令和8年度	令和9年度	1件	1件	1件
		【適用見込み】												
	令和7年度	令和8年度	令和9年度											
	1件	1件	1件											
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	現行制度は、大企業が有する経営資源（人材、技術等）の潜在能力の発揮や大企業発のスタートアップ創出を目的としており、切り離す事業の成長発展や新規性に関する要件が設けられた時限措置である。他方、企業のさらなる成長のためには、スタートアップ創出だけでなく、ノンコア事業を切り出し、コア事業に専念するための事業ポートフォリオの組替えも促進する必要があるため、適用要件を見直す。また、事業再編は通常、検討着手から実施までに数年単位の時間が必要となることに加え、スピンオフは様々な企業が恒常的に検討しうる事業再編手法であることを踏まえ、本税制措置について恒久化等の所要の措置を講ずることが有効である。												
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—												
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—												

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—							
		要望の措置の妥当性	本特例措置は元親会社に一部持分を残すパーシャルスピンオフ（株式分配に限る）について、一定の要件を満たせば再編時の譲渡損益課税を繰延べ、株主のみなし配当に対する課税を対象外とするものである。 本措置の存置によって、子会社の段階的な分離・独立を検討したい企業にもスピンオフの活用が広がり、企業における事業ポートフォリオの見直しや大企業発のスタートアップ創出を加速することができる。 その上で、事業再編は通常、検討着手から実施までに数年単位の時間が必要となることから、制度の存続に関する企業の予見可能性を確保するため、恒久化が妥当。							
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【適用件数】 <table><tr><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度（見込み）</td></tr><tr><td>0件</td><td>0件</td><td>1件</td></tr></table>			令和5年度	令和6年度	令和7年度（見込み）	0件	0件	1件
	令和5年度	令和6年度	令和7年度（見込み）							
	0件	0件	1件							
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—								
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を講じた結果として、パーシャルスピンオフの実行を公表した企業が出てきており、手段として有効。								
	前回要望時の達成目標	認定株式分配に係る事業再編計画の認定件数：1件以上 認定株式分配の検討を公表した企業数：3件以上								
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	認定株式分配に係る事業再編計画の認定件数について1件、令和6年度中に認定済。 認定株式分配の検討を公表した企業数は累計2件であり、今後さらなる適用が見込まれる。									
これまでの要望経緯		平成29年度 組織再編税制等に係る所要の見直しを要望。スピンオフのための税制創設。 平成30年度 スピンオフの実施の円滑化のための適格要件の見直し等組織再編税制における所要の措置を要望。要件の明確化等が実現。 令和4年度 スピンオフの実施の円滑化のための税制措置の拡充を要望。検討事項とされた。 令和5年度 スピンオフの実施の円滑化のための税制措置の拡充を要望。租税特別措置法で1年間の時限措置が実現。 令和6年度 スピンオフの実施の円滑化のための税制措置の拡充を要望。租税特別措置法で4年間（令和10年3月末期限）の延長が実現。 令和7年度 スピンオフの実施の円滑化のための分配資産割合の計算に係る所要の措置を要望。法人税法本則にて実現。								